

## 奈良県広域消防組合ハラスメント等調査委員会設置要綱

### (設置)

第1条 消防長は、ハラスメント等の通報について調査が必要となった場合、その事案ごとに奈良県広域消防組合ハラスメント等調査委員会（以下「委員会」という。）を人事部に置く。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 消防本部における、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメントなどのハラスメント等（消防に関連する不祥事を含む。以下「ハラスメント等」という。）の事案に関する事実関係の調査
- (2) 消防長への前項に掲げる調査結果の報告
- (3) 窓口との連絡調整
- (4) その他ハラスメント等の事案の調査に関する活動

### (組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員で組織する。

- 2 委員長は、奈良県広域消防組合ハラスメント等撲滅推進会議委員長が任命する。
- 3 委員は、人事部人事企画課その他の職員から委員長が必要とする人数を任命する。
- 4 委員は、委員長が特に必要と認める場合、前項の規定にかかわらず、弁護士などの第三者に委嘱することができる。
- 5 委員の任期は、当該調査事案に関する報告が終了するまでとする。

### (会議)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員長及び3分の2以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 特に必要である場合、委員長は識見のある第三者に議事に関する助言を求めることができる。

### (調査)

第5条 委員会は、ハラスメント等に関する事実関係の調査を行うため、関係者への聴取を行うことができる。

2 委員長は、委員に前項の調査を行わせるとともに、その結果の報告を求めることができる。

(報告)

第6条 委員会は、通報案件ごとに事実関係を調査した上で、その結果を取りまとめ、消防長に報告する。

(委員等の義務)

第7条 委員長及び委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

2 委員長及び委員は、関係者の名誉、プライバシーその他の人格権を侵害することのないよう、慎重に行動しなければならない。

(庶務)

第8条 委員会に関する庶務は、人事部人事企画課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。